



Title	国際司法裁判所規則(1978年改正)(仮訳)
Author(s)	東, 泰介
Citation	大阪外国語大学学報. 1982, 58, p. 155-181
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80910
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

国際司法裁判所規則 (1978年改正) (仮訳)

東 泰 介

前 文

裁判所は、国際連合憲章第14章を顧慮し、
憲章に付属する裁判所規程を顧慮し、
規程第30条に従って行動して、

1978年4月14日に承認した改正裁判所規則を採択する。この規則は、1978年7月1日に効力が発生し、その日から1946年5月6日に裁判所が採択し、1972年5月10日に改正した規則に替わる。但し、1978年7月1日以前に裁判所に付託されたすべての事件又はその事件のすべての段階に関しては、その日以前に有効であった規則を引き続き適用する。

第1部 裁 判 所

第1節 裁判官及び補佐員

第1款 裁判所の構成員

第1条1 裁判所の構成員は、規程第2条から第15条までに従って選挙された裁判官である。

2 裁判所は、また特定の事件のために、規程第31条に基づいて選定された1人又はそれ以上の者を特別裁判官として裁判官席に含めることができる。

3 以下の規則において、「裁判所の構成員」という用語は、すべての選挙された裁判官を意味し、「裁判官」という用語は、裁判所のすべての構成員とすべての特別裁判官を意味する。

第2条1 3年毎に行われる選挙で選挙された裁判所の構成員の任期は、構成員が選挙されるための空席の生じる年の2月6日から始まる。

2 任期の満了していない構成員と交替するために選挙された裁判所の構成員の任期は、選挙の日から始まる。

第3条1 裁判所の構成員は、その職務の遂行においては、年令、選挙の順位、在職期間の長さに関係なく、同等の地位を有する。

2 裁判所の構成員は、本条第4項及び第5項で規定する場合を除き、この規則の第2条で規定する任期の始まる日に応じて席次を占める。

3 任期が同じ日に始まる裁判所の構成員は、相互の関係では、年令順に従って席次を占める。

- 4 前の任期に引き続き新たな任期のために再選される裁判所の構成員は、その席次を保持する。
- 5 裁判所長及び裁判所次長は、その職務期間中は、裁判所の他のすべての構成員に優先する席次を占める。
- 6 前諸項に従って、裁判所長及び裁判所次長に次ぐ席次を占める裁判所の構成員は、この規則において「上席裁判官」とよぶ。その構成員が活動できない場合には、その次の席次を占め、かつ活動することのできる裁判所の構成員を上席裁判官とみなす。

第4条1 規程第20条に従って裁判所の各裁判官の行なう宣言は、次の通りとする。

「私は、名誉にかけて、誠実に、公平かつ良心的に私の裁判官としての職務を遂行し、権限を行使することを厳粛に宣言します。」

- 2 この宣言は、裁判所の当該構成員が出席する最初の公開の法廷で行なう。この法廷は、当該構成員の任期の開始後できる限りすみやかに開廷する。また、必要があるときは、その目的のために特別の法廷を開廷する。
- 3 再選された裁判所の構成員は、新たな任期が前の任期を継続しない場合にのみ、新たな宣言を行なう。

第5条1 辞任しようとする裁判所の構成員は、その決意を裁判所長に通知するものとし、辞任は、規程第13条第4項に規定するような効果を生ずる。

- 2 辞任しようとする裁判所の構成員が裁判所長である場合には、その決意を裁判所に通知するものとし、辞任は、規程第13条第4項に規定するような効果を生ずる。

第6条 規程第18条の適用が考慮される場合には、裁判所の当該構成員は、裁判所長又は必要な場合には裁判所次長からそのための理由及び関係する証拠を掲げる陳述書によってその旨通知されなければならない。当該構成員は、その後そのために特別に招集される裁判所の秘密の会議において陳述し、情報を提供し又は弁明を行ない、かつ、自己に向けられた質問に対して口頭又は書面で答弁する機会を与えられる。裁判所の当該構成員が出席しないで招集されるその後の秘密会議において、問題を討議する。裁判所の各構成員が意見を述べ、かつ、要請があった場合には、表決を行なうものとする。

第2款 特別裁判官

第7条1 規程第31条に基づいて特定の事件のために選定された特別裁判官は、この規則の第17条第2項、第35条、第36条、第37条、第91条第2項及び第102条第3項に定める場合に、かつ、その手続きによって裁判官席に着席することが認められる。

- 2 特別裁判官は、他の裁判官と完全に平等な条件で裁判官席について、事件に参加する。
- 3 特別裁判官は、裁判所の構成員に年長順に次いで、席次を占める。

第8条1 規程第20条及び第31条第6項に従って、各特別裁判官が行なう厳粛な宣言は、この規

則の第4条第1項に掲げるところによる。

- 2 この宣言は、特別裁判官が参与する事件の公開の法廷で行なわれる。宣言は、部が事件を扱っている場合には、その部において同一の方法によって行なう。
- 3 特別裁判官は、以前の事件においてすでに宣言を行なっている場合でも、参与するすべての事件に関して宣言を行なわなければならない。但し、同一事件のその後の段階のために新たな宣言は行なわないものとする。

第3款 補佐員

第9条1 裁判所は、職権により又は書面手続の終結の前に行なわれる要請により、係争事件又は勧告的意見の要請のために投票権なしで裁判所に出廷する補佐員の任命を決定することができる。

- 2 裁判所長は、裁判所がそのように決定を行なう場合には、補佐員の選定に関係のあるすべての資料を入手する措置をとる。
- 3 補佐員は、無記名投票により、かつ、事件のために裁判所を構成する裁判官の多数の投票により任命される。
- 4 規程第26条及び第29条に規定する部及びその長は、同一の権限を有し、かつ同一の方法で行使することができる。
- 5 補佐員は、職務に就く前に、公開の法廷において、次の宣言を行なわなければならない。

「私は、名誉にかけて、公平かつ良心的に私の補佐員としての職務を遂行し、並びに裁判所規程及び規則のすべての規定を誠実に遵守することを厳粛に宣言します。」

第2節 裁判所長

第10条1 裁判所長及び裁判所次長の任期は、3年毎に行なわれる選挙で選挙された裁判所の構成員の任期がこの規則の第2条に従って始まる日に開始する。

- 2 裁判所長及び裁判所次長の選挙は、任期の開始する日又はその後すみやかに行なうものとする。前裁判所長は、なおも裁判所の構成員である場合には、裁判所長の選挙が行なわれるまで継続して職務を遂行する。

第11条1 前裁判所長は、裁判所長の選挙の日になおも裁判所の構成員である場合には、その選挙を管理する。前裁判所長が裁判所の構成員でなくなっているか、又は行動できない場合には、選挙は、この規則の第13条第1項により裁判所長の職務を遂行している裁判所の構成員が管理する。

- 2 選挙は、これを管理する裁判所の構成員が選挙に必要な賛成投票の数を宣言した後に、無記名投票によって行なわれる。指名は行なわれない。選挙のときに裁判所を構成する構成員の多数の票を獲得した裁判所の構成員が選挙されたものと宣言され、ただちに職務に就くものとする。

- 3 新裁判所長は、同じ会議又は次の会議において裁判所次長の選挙を管理する。本条第2項の

規定をひとしくこの選挙に適用する。

第12条 裁判所長は、裁判所のすべての会議を主宰する。裁判所長は、裁判所の活動を指揮し、かつ裁判所の運営を監督する。

第13条 1 裁判所が欠員の場合又は裁判所長がその職務を遂行できない場合には、この職務は、裁判所次長が遂行し、裁判所次長も遂行できない場合には、上席裁判官が遂行する。

2 裁判所長は、規程又はこの規則の規定により、特定の事件に出席すること又は主宰することができない場合には、その事件を除きすべての目的のために裁判所長の職務を引き続き遂行する。

3 裁判所長は、裁判所の所在地で裁判所長の職務を継続して行なうことを確保するために必要な措置をとらなければならない。裁判所長は、自己が不在の場合に、規程とこの規則に合致する限り、この職務を裁判所次長が遂行するように、また裁判所次長も遂行できない場合には、上席裁判官が遂行するような措置をとることができる。

4 裁判所長は、裁判所長の職を辞任しようとする場合には、裁判所次長を通じて、又裁判所次長に故障がある場合には、上席裁判官を通じて、書面でその決意を裁判所に通知しなければならない。裁判所次長が辞任する場合には、その決意を裁判所長に通知しなければならない。

第14条 裁判所長及び裁判所次長の欠員が規程第21条第1項及びこの規則の第10条第1項に基づく任期満了前に生じた場合には、裁判所は、残任期間につき欠員を補充するか否かを決定する。

第3節 部

第15条 1 規程第29条に基づいて毎年組織される簡易裁判部は、職権により行動する裁判所長及び裁判所次長、並びにこの規則の第18条第1項に従って選挙される他の3名の構成員からなる、5名の裁判所の構成員で構成する。さらに、予備の裁判官となる2人の裁判所の構成員を毎年選挙する。

2 本条第1項にいう選挙は、毎年2月6日以降できる限りすみやかに行なわなければならない。部の構成員は、選挙と同時に職務を開始し、次の選挙まで職務を続ける。部の構成員は再選されることができる。

3 部の裁判官が何らかの理由で特定の事件に出席できない場合には、その事件について2名の予備の裁判官のうちの上席の者が交替する。

4 部の裁判官が辞任し、又は裁判官でなくなった場合には、2名の予備の裁判官のうちの上席の者がこれに替わる。以後この者は、部の正式の裁判官となり、別の予備の裁判官の選挙により交替される。欠員が予備の裁判官の数を越える場合には、予備の裁判官が部の正式の裁判官になった後になおも存在する欠員及び予備の裁判官の欠員に関して、できる限りすみやかに選挙を行なう。

第16条 1 裁判所が規程第26条第1項に規定する1又は2以上の部を組織することを決定する場合には、各部が組織される特定の部類の事件、部の裁判官の数、裁判官の勤務する期間及びそ

の職務に就く日を決定する。

- 2 部の裁判官は、この規則の第18条第1項に従って、部を組織して処理しようとする種類の事件に関して、裁判所の構成員の有する専門的知識、専門的技能又は以前の経験を考慮して、裁判所の構成員の中から選挙される。
- 3 裁判所は、部の解消を決定することができる。但し、当該部が係属中の事件を完結すべき任務を害してはならない。

第17条 1 規程第26条第2項に規定する特定の事件を処理する部を組織するための要請は、書面手続の終了までにいつでも提出することができる。裁判所長は、一方の当事者からの要請を受理したときは、他方の当事者が同意するか否かを確認する。

- 2 裁判所長は、当事者が合意した場合には、部の構成について当事者の意見を確認し、その旨裁判所に報告する。裁判所長は、また規程31条第4項の規定を実施するために必要な措置をとる。
- 3 裁判所は、当事者の承認を得て部を構成する構成員の数を決定した場合には、この規則の第18条第1項の規定に従って選挙を行なう。部について生じるすべての欠員の補充についても、同一の手続に従う。
- 4 本条に基づいて組織される部の構成員であって、その任期の満了にともない規程第13条に従って交替する者は、事件がいかなる段階に到達していても、引き続き出席する。

第18条 1 すべての部の選挙は、無記名投票によって行なう。選挙のときに裁判所を構成する裁判所の構成員の多数をなす者のうち最多数の投票を獲得した裁判所の構成員が当選したものと宣言される。欠員を補充するために必要な場合には、2回以上の投票が行なわれるものとし、その投票は、補充すべき欠員の数に限られる。

- 2 部が組織されたときに裁判所長又は裁判所次長若しくはその両者を含む場合には、裁判所長又は裁判所次長は、その場合に応じて、その部を主宰する。その他の場合には、部は、無記名投票によってかつ、構成員の多数の投票によってその長を選挙する。

本項に基づいて部が組織されたときにこの部を主宰した裁判所の構成員は、その部の裁判官である限り、引き続き主宰する。

- 3 部の長は、その部によって処理されている事件に関しては、裁判所における事件についての裁判所長のすべての職務を遂行する。
- 4 部の長が出席し又は長として行動することができない場合には、この長の職務は、上席でかつ行動することができるその部の裁判官が行なう。

第4節 裁判所内部の職務遂行

第19条 裁判所の内部的な裁判事務は、規程及びこの規則の規定に従うことを条件として、裁判所が該事項に関して採択する決議によって規律される。

第20条 1 規程第25条第3項に定める定足数は、裁判所のすべての会議に適用する。

- 2 裁判所の構成員は、規程第23条第3項に基づいて、つねに裁判所の指示の下にあるべき義務を負い、病気その他裁判所長が正当と認める重大な事由によって出席できない場合を除く外、そのすべての会議に出席することを要する。裁判所長は、その旨裁判所に通報する。
 - 3 特別裁判官は、同様に裁判所の指示の下にあるべきこと、かつ、参与している事件について開かれるすべての会議に出席することを義務づけられる。特別裁判官は、定足数の計算上算定しない。
 - 4 裁判所は、規程第23条第2項に基づいて各構成員に与えられるべき休暇の期日及び期間、並びに特別休暇の期間及び条件を総件名簿の状況及び裁判所の当面の活動の必要性を考慮して定める。
 - 5 裁判所は、同様の考慮に従って、開廷地で慣行となっている公の休日を尊重する。
 - 6 裁判所長は、緊急の場合には、いつでも裁判所を招集することができる。
- 第21条 1 裁判所の評議は、非公開で行ない、かつ秘密とする。但し、裁判所は、いつでも裁判に関する事項以外の事項の評議について、そのいずれかの部分を公表し、又は公表を許可することを決定することができる。
- 2 裁判官及び、もしあれば補佐員のみが裁判所の裁判に関する評議に参加する。裁判所書記又は裁判所書記補及び必要とされるその他の書記局の職員は、出席するものとする。他のいかなる者も裁判所の許可のない限り、出席を許されない。
 - 3 裁判所の裁判に関する評議の調書には、討議された主題又は事項の件名、若しくは性質及び行なわれた投票の結果のみを記載する。調書には、討議の詳細も表明された意見も記載しない。但し、いずれの裁判官も自己の陳述を調書に入れることを求めることができる。

第2部 書記局

- 第22条 1 裁判所は、裁判所の構成員が推挙した候補者の中から無記名投票により、裁判所書記を選挙する。裁判所書記は、7年の任期で選挙されるものとする。裁判所書記は、再選されることができる。
- 2 裁判所長は、裁判所書記の欠員が生じた場合にはただちに、又は欠員が書記の任期の満了によって生じる場合には、少なくともその3カ月前に、裁判所の構成員に対して、欠員又は欠員の生じることについて通告しなければならない。裁判所長は、候補者に関する推挙及び資料を十分な時間的余裕をもって受領することができるように候補者名簿の締切期日を定めるものとする。
 - 3 推挙には、候補者に関する関係資料及びとくに年令、国籍並びに現在の職業、学位、語学の知識及び法律、外交又は国際機関の職務上の経験に関する資料を示さなければならない。
 - 4 選挙の際に裁判所を構成する裁判所の構成員の多数の投票を得た候補者が選挙されたものと宣言される。

第23条 裁判所は、裁判所書記補を選挙する。その選挙及び任期については、この規則の第22条の規定を適用する。

第24条 1 裁判所書記は、職務に就く前に、裁判所の会議において、次の宣言を行わなければならない。

「私は、きわめて忠実に、慎重かつ良心的に国際司法裁判所書記として私に与えられた職務を遂行し、並びに裁判所規程及び規則のすべての規定を誠実に遵守することを厳粛に宣言します。」

2 裁判所書記補は、その職務に就く前に裁判所の会議において同様の宣言を行わなければならない。

第25条 1 書記局の職員は、裁判所書記の推挙に基づいて、裁判所が任命する。但し、裁判所が決定する官職の任命は、裁判所長の承認を得て、裁判所書記が行なうことができる。

2 各職員は、その職務に就く前に、裁判所長の前で、裁判所書記の立会いの下に、次の宣言を行わなければならない。

「私は、忠実に、慎重かつ良心的に国際司法裁判所職員として私に与えられた職務を遂行し、並びに裁判所規程及び規則のすべての規定を誠実に遵守することを厳粛に宣言します。」

第26条 1 裁判所書記は、その職務の遂行において次のことを行なう。

- (a) 裁判所宛の通信及び裁判所からの通信の媒介者となること。とくに規程又はこの規則の求めるすべての通信、通知及び文書の送付を行ない、かつ、それらの発送及び受領の日付をただちに確認できるようにすること。
- (b) 裁判所長の監督の下に、かつ裁判所の定める様式で訴訟を提起し又は勧告的意見を要請する文書を書記局で受理した順番に記載し、かつ、番号を付したすべての事件の総件名簿を保管すること。
- (c) 規程第35条第2項に基づいて安全保障理事会が採択したすべての決議に従って、規程の当事国でない国が行なった裁判所の管轄権を受諾する宣言を保管し、かつ、その認証謄本をすべての規程の当事国、宣言を寄託している他の国及び国際連合の事務総長に送付すること。
- (d) 書記局が受領したすべての訴答書面及び付属書類の謄本を当事者に送付すること。
- (e) 裁判所又は部を開廷している国の政府及び他の利害関係のある政府に対して、規程及び関連する協定に基づき、特権、免除又は便益を与えられている者についての情報を随時送付する。
- (f) 裁判所及び部の会議に自ら又は代理が出席し、かつ、その会議の調書の調製に責任を負うこと。
- (g) 裁判所が必要とする裁判所の公用語への翻訳及び通訳の用意又は検証のための措置をとること。
- (h) 裁判所のすべての判決、勧告的意見及び命令並びに(f)号にいう調書に署名すること。

- (i) 裁判所の判決、勧告的意見及び命令、事件の訴答書面と陳述書及び公開廷の調書の印刷と刊行並びに裁判所が刊行を指示する文書の印刷と刊行に責任を負うこと。
 - (j) すべての庶務、とくに国際連合の財政手続に従って会計及び財政上の管理に責任を負うこと。
 - (k) 裁判所及びその活動に関する問合わせを処理すること。
 - (l) 裁判所と、国際連合の他の機関、専門機関及び国際法の法典化並びに漸進的発達に関係のある国際団体及び会議との関係の維持に助力すること。
 - (m) 裁判所及びその活動に関する情報を、政府、国の最高裁判所、職業団体及び学術団体、法律学部及び法律学校並びに報道機関が入手できるように確保すること。
 - (n) 裁判所の印章、裁判所の公文書及び裁判所に委託されるその他の公文書を保管すること。
- 2 裁判所は、いつでも裁判所書記に対して、職務を追加して委託することができる。
- 3 裁判所書記は、職務の遂行について裁判所に対して責任を負う。
- 第27条 1 裁判所書記補は、裁判所書記を補佐し、裁判所書記が不在のときは裁判所書記として行動し、かつ、裁判所書記が欠員になった場合には、補充されるまで裁判所書記の職務を遂行する。
- 2 裁判所書記及び裁判所書記補がいずれも裁判所書記の職務を遂行することができない場合には、裁判所長は、必要な期間その職務を遂行する書記局の職員 1 名を任命する。裁判所書記及び裁判所書記補の双方が同時に欠員の場合には、裁判所長は、裁判所の構成員との協議の後に、裁判所書記の選挙が行なわれるまでの間裁判所書記の職務を遂行する書記局の職員 1 名を任命する。
- 第28条 1 書記局は、裁判所書記、裁判所書記補及び裁判所書記がその職務を遂行するために必要なその他の職員からなる。
- 2 裁判所は、書記局の組織を定め、かつ、このため裁判所書記に対して提案を行なうよう要請する。
- 3 書記局に対する指示は、裁判所書記が起草し、裁判所の承認を受けるものとする。
- 4 書記局の職員は、裁判所書記が可能なかぎり国際連合の職員規程及び職員規則に準拠して起草し、かつ、裁判所が承認した職員規程に従わなければならない。
- 第29条 1 裁判所書記は、裁判所の構成員の 3 分の 2 の意見により、永久にその職務を遂行することができなくなったこと、又はその任務に重大な違反を犯したと判断した場合にのみ解任されるものとする。
- 2 裁判所書記は、本条に基づく決定が行なわれる前に、裁判所長からとられようとする措置について、その理由及び関係証拠を掲げる陳述書によって通知されなければならない。裁判所書記は、その後、裁判所の秘密の会議において陳述し、資料を提出し又は弁明を行ない、かつ、自己に向けられるいかなる質問に対しても、口頭又は書面で答弁する機会を与えられるものと

する。

- 3 裁判所書記補は、同様の理由及び同様の手続きによってのみ解任することができる。

第3部 係争事件の手続

第1節 裁判所に対する通知及び協議

第30条 この規則に基づく裁判所に対するすべての通知は、別段の定めがない限り、裁判所書記に宛てて送られるものとする。当事者の行なういかなる要請も、口頭手続中の公開の法廷で行なわれたものでない限り、同様に裁判所書記に宛てて送られるものとする。

第31条 裁判所長は、裁判所に付託される各事件において手続問題に関する当事者の意見を確認しなければならない。裁判所長は、このため当事者の代理人が任命された後、できる限りすみやかに、かつ、その後必要なときはいつでも面接のため代理人を喚問するものとする。

第2節 特定の事件のための裁判所の構成

第32条 1 裁判所長が事件における一方の当事者の国民である場合には、裁判所長は、その事件に関して裁判所長の職務を遂行しないものとする。裁判所次長又は上席裁判官が裁判所長として行動することを要請される場合には、同一の規則を適用する。

- 2 裁判所が口頭手続のために会議を行なう日に事件を主宰する裁判所の構成員は、その間に新たな裁判所長又は裁判所次長の選挙が行なわれても、その時点の段階が終結するまでその事件を引き続き主宰する。この構成員が行動することができなくなった場合には、当該事件を主宰する者は、この規則の第13条に従って、かつ、裁判所が口頭手続のために会議を行なう日の裁判所の構成に基づいて決定する。

第33条 この規則の第17条に規定する場合を除き、任期満了にともなって規程第13条第3項に従って交替される裁判所の構成員は、その交替の日以前に裁判所が口頭手続のために会議を行なう事件のすべての段階が終結するまで引き続き出席して、同項の課している任務を遂行するものとする。

第34条 1 裁判所長は、規程第17条第2項の適用に関するなんらかの疑義が生じた場合、又は規程第24条の適用に関する不一致がある場合には、決定権のある裁判所の構成員に通知する。

- 2 当事者が前項にいう規程の諸規定の適用に関連があるとみなすが、裁判所に知られていないと信ずる事実について裁判所の注意を喚起することを希望する場合は、その当事者は、その事実を裁判所長に対し、書面により内密に通報しなければならない。

第35条 1 当事者が事件において規程第31条の付与する特別裁判官を選定する権限を行使することを申し出る場合には、その意向をできる限りすみやかに裁判所に通告しなければならない。選定される裁判官の氏名及び国籍を同時に示さない場合には、その当事者は、答弁書の提出のために定められた期限の2カ月前に選定した裁判官の氏名と国籍を裁判所に通知し、かつ、簡

潔な経歴書を提出しなければならない。特別裁判官は、選定する当事者以外の国籍をもつ者であってもよい。

- 2 当事者が他方の当事者も同様に差し控えることを条件として、特別裁判官の選定を差し控えることを申し出る場合には、その旨を裁判所に通告し、裁判所がそれを他方の当事者に通知する。裁判所長は、他方の当事者がその後特別裁判官を選定する意向を通告し、又は選定した場合には、特別裁判官の選定を差し控えた当事者のために期限を延長することができる。
- 3 特別裁判官の選定に関するすべての通知の謄本は、裁判所書記が他方の当事者に送付する。他方の当事者は、裁判所長が定める期限内に希望する意見を提出するよう要請される。他方の当事者が当該期限内にいかなる異議も申し立てず、裁判所にも異議がないような場合には、当事者は、その旨通知されるものとする。
- 4 なんらかの異議又は疑義の生じた場合には、この問題は、必要があれば当事者の意見を聴取した後に、裁判所が決定する。
- 5 任命を受諾したが、出席することができなくなった特別裁判官は、交替することができる。
- 6 特別裁判官は、参与する理由がもはや存在しないことが明らかになった場合には、裁判官席に着席することをやめなければならない。

第36条 1 裁判所は、2以上の当事者が同一の利害関係にあり、従って単一の当事者にすぎないとみなすべきであると判断し、かつ、裁判官席にこれらの当事者の国籍をもつ裁判所の構成員がいないと判断する場合には、これらの当事者が共同で特別裁判官を選定することができるような期限を定める。

- 2 裁判所が同一の利害関係にあると判断した当事者のいずれかが独自の別個の利害関係が存在することを主張し、又は他のなんらかの異議を申し立てた場合には、この問題は、必要なときは当事者の意見を聴取した後に、裁判所が決定する。

第37条 1 一方の当事者の国籍をもつ裁判所の構成員が事件のいずれかの段階で出席できないか又は出席できなくなる場合には、当該当事者は、裁判所、又は裁判所が開廷中でないときは、裁判所長が定める期限内に特別裁判官を選定する権限を有する。

- 2 同一の利害関係にある当事者は、そのいずれかの国籍をもつ裁判所の構成員が事件のいずれかの段階で出席できないか又は出席できなくなる場合には、その国籍をもつ裁判官を裁判官席に有しないものとみなされる。
- 3 当事者の国籍をもつ裁判所の構成員が、事件の書面手続の段階においてその終結までに出席できるようになる場合には、その裁判所の構成員は、その事件において裁判官席に再び着席するものとする。

第3節 裁判所における手続

第1款 訴訟の提起

第38条 1 裁判所における訴訟が規程第40条第1項に定めるような裁判所に宛てて送られた請求

書によって提起される場合には、請求書には、請求を行なう当事者、請求の対象となった国、及び紛争の主題を掲げる。

- 2 請求書には、できる限り裁判所の管轄権の基礎であるとされる法的根拠を明示しなければならない。また、請求書には、請求の基礎となっている事実及び根拠の簡潔な陳述とともに、請求の正確な性質を明示しなければならない。
- 3 請求書の原本には、それを提出する当事者の代理人、若しくは裁判所の所在する国に駐在するこの当事者の外交代表、又は正当に授權された者が署名しなければならない。請求書が当事者の外交代表以外の者の署名を帯びている場合には、その署名は、外交代表又は請求当事者の外務省の権限ある当局によって認証されなければならない。
- 4 裁判所書記は、請求書の認証謄本一通を被告にただちに送付しなければならない。
- 5 請求国が裁判所の管轄権を、請求の向けられている国がまだ与えておらず、又表明もしていない同意に基づかせることを申し出る場合には、その請求書は、請求の向けられた国に送付されなければならない。但し、その請求書は、請求の向けられた国が当該事件のための裁判所の管轄権に同意しない限り、又は同意するまで、総件名簿に記載せず、又手続上のいかなる措置もとられないものとする。

第39条 1 規程第40条第1項に従って特別の合意の通告によって訴訟を裁判所に付託する場合には、当事者は、その通告を共同で若しくはそれ以上で行なうことができる。通告が共同のものでない場合には、裁判所書記は、その認証謄本一通をただちに他方の当事者に送付しなければならない。

- 2 各場合に当該通告には、特別の合意の原本又は認証謄本を添付しなければならない。また、通告には、合意によりすでに明らかになっているのでない限り、紛争の主題を示し、かつ当事者を明示するものとする。

第40条 1 この規則の第38条第5項で予定する場合を除き、訴訟が提起された後の当事者のためのすべての措置は、代理人がとるものとする。代理人は、裁判所の所在地に事件に関するすべての通知が送付されるべき事務的な住所をもたなければならない。当事者の代理人に宛てて送られたすべての通知は、当事者自身に宛てて送られたものとみなされる。

- 2 請求書によって訴訟を提起する場合には、請求当事者の代理人の氏名を記載する。被告は、請求書の認証謄本の受領と同時に、又は受領後できる限りすみやかにその代理人の氏名を裁判所に通知する。
- 3 特別の合意の通告によって訴訟を付託する場合には、通告を行なう当事者は、その代理人の氏名を記載しなければならない。特別の合意の他のすべての当事者は、まだその代理人の氏名を通知していない場合には、裁判所書記からその通告の認証謄本の受領と同時に、又は受領後できる限りすみやかに、その代理人の氏名を裁判所に通知するものとする。

第41条 規程の当事国ではないが、規程第35条第2項に基づいて、安全保障理事会がその条項に

に基づき採択した決議に従って行なった宣言によって裁判所の管轄権を受諾した国が訴訟を提起する場合には、宣言をあらかじめ裁判所書記に寄託していないときは、その宣言の寄託を合わせて行なわなければならない。当該宣言の有効性又は効力に関する問題が生じた場合には、裁判所が決定する。

第42条 裁判所書記は、裁判所に訴訟を提起するすべての請求書又は特別の合意の通告の謄本を (a)国際連合事務総長、(b)国際連合加盟国及び(c)裁判所で裁判を受けることができるその他の国に送付する。

第43条 事件に関係しない国が当事者となっている条約の解釈が規程第63条第1項の意味における問題となる場合には、裁判所は、この問題に関していかなる指示を裁判所書記に与えるかを検討する。

第2款 書面手続

第44条 1 裁判所は、この規則の第31条に基づいて裁判所長が入手した情報に照らして、なかんづく、訴答書面の数及びその提出の順序、並びに提出期限を決定するために必要な命令を出す。

2 本条第1項に基づいて命令を出すにあたっては、不当な遅延を生じさせない限り、当事者間のすべての合意を考慮にいれなければならない。

3 裁判所は、関係当事者の要請があつて、この要請に十分な根拠があると認めるときは、期限を延長し、又は定められた期限の満了後にとられたいずれの措置をも有効と認めることを決定することができる。いずれの場合にも、他方の当事者は、その意見を述べる機会を与えられるものとする。

4 裁判所が開廷中でないときは、本条に基づく裁判所の権限は、裁判所長が行使する。但し、裁判所のその後のいかなる決定をも妨げない。第31条にいう協議が、この規則の第45条第2項又は第46条第2項の適用に関して、当事者の間に強い意見の不一致があることを示す場合には、この問題を決定するために裁判所を招集する。

第45条 1 請求によって開始される事件における訴答書面は、原告の申述書、被告の答弁書の順序で提出されるものからなる。

2 裁判所は、当事者が合意しているか又は裁判所が職権、若しくは一方の当事者の要請により原告の抗弁書及び被告の再抗弁書の提出を必要であると決定する場合には、これらの訴答書面の提出を許可し、又は指示することができる。

第46条 1 特別の合意の通告によって開始される事件においては、訴答書面の数及び順序は、裁判所が当事者の意見を確認した後に、別段の決定をしない限り、その合意の規定によって規律する。

2 特別の合意がそのような規定を含まず、かつ、当事者がその後訴答書面の数や順序に関して合意に達しない場合には、各当事者は、同一の期限内に申述書及び答弁書を提出するものとする。裁判所は、必要と認めない限り、抗弁書等の提出を許してはならない。

第47条 裁判所は、いつでも、2以上の事件における手続を併合することを指示することができる。また裁判所は、証人の喚問を含めて、書面手続又は口頭手続を並行して行なうことを指示することができる。裁判所は、いかなる正式の併合も行なうことなく、これらの手続に関して、並行して手続を行なうことを指示することができる。

第48条 手続における各段階の終結のための期限は、一定の期間を指定して定めることができる。但し、常に明確な期日を示さなければならない。この期限は、事件の性質が許す限り、短いものでなければならない。

第49条 1 申述書には、関連事実の陳述、法律上の陳述及び申立てを掲げる。

2 答弁書には、次のものを掲げる。申述書に記載された事実の容認又は否認、必要のあるときは、追加の事実、申述書の法律上の陳述に関する意見、それに応答する法律上の陳述及び申立て。

3 抗弁書及び再抗弁書は、裁判所が提出を許可した場合には、たんに当事者の主張の反復ではなく、当事者の意見がいぜんとして分かれる争点を明らかにするようしなければならない。

4 各訴答書面では、すでに提出された議論とは異なって、事件の関連段階における当事者の申立てを掲げるか、又は以前に行なった申立てを確認するものとする。

第50条 1 各訴答書面の原本には、訴答書面に掲げた主張を援用するために引用したすべての関係書類の認証謄本を添付しなければならない。

2 書類の一部のみが関係ある場合には、当該訴答書面の目的に必要な部分の抜粋のみを添付することを必要とする。書類がすでに公表されており、かつ容易に入手できる場合を除き、書類全体の謄本を書記局に寄託しなければならない。

3 訴答書面に添付するすべての書類の目録は、訴答書面の提出のときに提出するものとする。

第51条 1 当事者が書面手続をすべて裁判所の2つの公用語のうちの1つで行なうことに合意している場合には、訴答書面は、その公用語でのみ提出しなければならない。当事者がそのような合意をしていない場合には、すべての訴答書面又は、訴答書面のいずれの部分もいずれかの公用語で提出するものとする。

2 規程第39条第3項に従ってフランス語又は英語以外の言語を使用する場合には、訴答書面を提出する当事者が正確なものであることを認証したフランス語又は英語の訳文を各訴答書面の原本に添付しなければならない。

3 訴答書面の付属書類が裁判所の公用語の1つによるものでない場合には、訴答書面を提出する当事者が正確なものであることを認証した公用語の1つによる訳文を添付しなければならない。この訳文は、付属書類の一部又はその抜粋に限ることができる。この場合には、どの部分の訳文であるかを示す説明書を添付する。但し、裁判所は、より広範な又はより完全な訳文を提出するよう要求することができる。

第52条 1 すべての訴答書面の原本は、代理人が署名して書記局に提出する。この原本には、規

程第43条第3項に従って他方の当事者に送付するための訴答書面の認証謄本、付属書類及びすべての訳文、並びに書記局が要求する数の謄本を添付するものとする。但し、その後必要が生じたときは、謄本の数を追加することを妨げない。

- 2 すべての訴答書面には日付を付す。訴答書面を一定の期日までに提出しなければならないときは、裁判所が重要な日付とみなすのは、書記局でその訴答書面を受領する日である。
- 3 裁判所書記が当事者の要請によって訴答書面を印刷するための措置をとる場合には、その本文は、印刷した訴答書面を期限の満了前に書記局に提出できるようにするため、十分な時間的余裕をおいて提出されるものとする。この印刷は、当該当事者の責任のもとに行なわれる。
- 4 すでに提出された書類の過誤は、他方の当事者の同意又は裁判所の許可を得ていつでも訂正することができる。このようにして行なわれた訂正は、関係する訴答書面と同一の方法で他方の当事者に通告されなければならない。

第53条 1 裁判所、又は裁判所が開廷中でないときは、裁判所長は、いつでも、当事者の意見を確認した後に、訴答書面及び付属書類の謄本を裁判所で裁判を受けることのできる国で、そのような謄本の提供を要求する国が入手できるように決定することができる。

- 2 裁判所は、当事者の意見を確認した後に、訴答書面及び付属書類を、口頭手続の開始と同時に、又は開始後に一般の者が入手できるように決定することができる。

第3款 口頭手続

第54条 1 事件は、書面手続の終結とともに弁論のための用意ができたものとなる。口頭手続の開始の日は、裁判所が定める。また裁判所は、必要な場合には、口頭手続の開始又は継続の延期を決定することができる。

- 2 裁判所は、口頭手続の開始の日を定め、又は延期する場合には、特定の事件の緊急性を含めて、この規則の第74条の要求する優先順位及びその他の特別の事情を考慮しなければならない。
- 3 裁判所が開廷中でないときは、本条に基づく裁判所の権限は、裁判所長が行使する。

第55条 裁判所は、望ましいと認める場合には、規程第22条第1項に従って、事件におけるその後の手続の全部又は一部を裁判所の所在地以外の場所で行なうことを決定することができる。

裁判所は、この決定を行なう前に、当事者の意見を確認するものとする。

第56条 1 書面手続の終結後は、いずれの当事者も他方の当事者が同意するか又は本条第2項に規定する場合を除き、裁判所にさらに書類を提出することはできない。新たな書類の提出を希望する当事者は、その原本又は認証謄本を書記局が要求する数の謄本を添えて提出しなければならない。書記局は、他方の当事者に書類を送付する責任を負い、かつ、裁判所に通報しなければならない。他方の当事者は、この書類の提出に異議を申し出てない場合には、同意を与えたものとみなされる。

- 2 裁判所は、同意がない場合には、当事者の意見を聴取した後に、この書類を必要と認めるときは、その提出を許可することができる。

- 3 本条第1項又は第2項に基づいて新たな書類が提出される場合には、他方の当事者は、この書類について意見を述べ、かつ、その意見を援用するための書類を提出する機会を与えられる。
 - 4 規程第43条又は本条に従って提出されていない書類については、その書類が容易に入手できる刊行物の一部でない限り、口頭手続中にその内容に言及することはできない。
 - 5 本条の規定の適用は、それ自体口頭手続の開始又は進行を遅延させる根拠にしてはならない。
- 第57条 各当事者は、書類の提出に関するこの規則の規定を妨げることなく、提出しようとするいずれかの証拠又は入手すべく裁判所に要請しようとする証拠に関する情報を、口頭手続の開始前に十分な時間的余裕を置いて裁判所書記に通知する。この通知には、その当事者が喚問しようとする証人及び鑑定人の氏名、国籍、人物説明及び住所を掲げ、かつ、その証言の対象となる論点の要旨を掲げる。また、他方の当事者に送付するためにこの通知の謄本一通を提出するものとする。
- 第58条の1 裁判所は、当事者が弁論を証拠の提出前に行なうべきか又は提出後に行なうべきかを決定する。但し、当事者は、提出された証拠に関して意見を述べる権利を保持する。
- 2 当事者の聴取を受ける順序、証拠を取り扱う方法及び証人鑑定人を尋問する方法、並びに各当事者のために聴取を受ける補佐人及び弁護人の数は、この規則の第31条に従って当事者の意見を確認した後、裁判所が決定する。
- 第59条 裁判所における弁論は、裁判所が別段の決定を行なうか又は当事者が公開しないことを要請しない限り、公開とする。この決定又は要請は、弁論の全部又は一部のいずれについても行なうことができ、かつ、いつでも行なうことができる。
- 第60条の1 各当事者のために行なわれる口頭陳述は、弁論においてその当事者の主張を十分に提示するために必要とされる限度内で、できる限り簡潔なものでなければならない。従って、口頭陳述は、当事者間の意見がなおも分かれている争点に向けられなければならない。また訴答書面で扱った事項を全般的に繰り返し、又はこれらの書面に掲げる事実及び論議を反復するものであってはならない。
- 2 弁論において当事者の行なう最終陳述を終了するにあたって、その代理人は、議論を繰り返すことなく、当該当事者の最終的な申立てを朗読する。代理人の署名したこの申立ての謄本は、裁判所に送付され、かつ他方の当事者に送付される。
- 第61条の1 裁判所は、弁論前又は弁論中いつでも、とくに当事者による申述を希望する論点又は争点、若しくは裁判所が十分な論議が尽くされたと認める論点又は争点を指摘することができる。
- 2 裁判所は、弁論中、代理人、補佐人及び弁護人に対し、質問を行ない、かつ、これらの者に説明を求めることができる。
 - 3 各裁判官は、質問を行なう同様の権利を有する。但し、この権利を行使する前に、規程第45条により弁論の統制に責任を負う裁判所長にその意向を知らさなければならない。

- 4 代理人、補佐人及び弁護人は、ただちに又は裁判長の定める期限内に、答弁することができる。

第62条 1 裁判所は、いつでも、裁判所が争点となっている問題の解明のために必要と認める証拠を提出し、若しくは説明を行なうよう当事者に対して要請することができ、又はこの目的のためにその他の情報を自ら入手することができる。

- 2 裁判所は、必要な場合には、手続中、証言を行なう証人又は鑑定人を出廷させるための措置をとることができる。

第63条 1 当事者は、この規則第57条に従って裁判所に通知された名簿に記載されている証人又は鑑定人を喚問することができる。弁論中のいかなるときでも、一方の当事者が名簿に氏名の記載されていない証人又は鑑定人の喚問を希望する場合には、その当事者は、裁判所及び他方の当事者にその旨通知し、かつ第57条の求める情報を提出しなければならない。この証人又は鑑定人は、他方の当事者が異議を申し立てず、裁判所がその証言の関連性をもつ可能性を認める場合には、喚問されることができる。

- 2 裁判所又は裁判所が開廷中でない場合に裁判所長は、一方の当事者の要請により、又は職権により裁判所以外の場所で証人の尋問を行なうために必要な措置をとるものとする。

第64条 裁判所が特別な事情のために異なった言葉の様式を決定する場合を除き、

- (a) 各証人は、証言を行なう前に次の宣言を行わなければならない。

「私は、真実をありのままに述べ、かつ、真実のみを述べることを私の名誉と良心にかけて厳粛に宣言します。」

- (b) 各鑑定人は、陳述を行なう前に次の宣言を行わなければならない。

「私は、真実をありのままに述べ、かつ、真実のみを述べることを、並びに私の陳述が誠実な信念によるものであることを、私の名誉と良心にかけて厳粛に宣言します。」

第65条 証人及び鑑定人は、裁判所長の統制のもとに、当事者の代理人、補佐人又は弁護人の尋問を受ける。裁判所所長及び裁判官は、証人及び鑑定人に対して質問することができる。証人は、証言を行なう前は、法廷の外にいないなければならない。

第66条 裁判所は、いつでも、職権又は当事者の要請により、当事者の意見を確認した後に、裁判所が決定する条件に従って、事件に関係する場所又は現場において証拠を収集することに関して、その職務を遂行することを決定することができる。これに必要な措置は、規程第44条に従ってとられるものとする。

第67条 1 裁判所は、取調べ又は鑑定意見のための措置をとる必要があると認める場合には、当事者の意見を聴取した後に、この旨の命令を出す。この命令には、取調べ又は鑑定意見の主題を明示し、取調べ人又は鑑定人の数及び任命方法を掲げ、並びに従うべき手続を定める。裁判所は、適当な場合には、取調べを行なうため、又は鑑定意見を述べるために任命された者に対して、厳粛な宣言を行なうよう求める。

2 取調べの各報告書又は記録及び各鑑定意見は、当事者に送付される。当事者は、それについて意見を述べる機会を与えられる。

第68条 この規則第62条第2項に基づいて裁判所の依頼により出廷する証人及び鑑定人、並びに第67条第1項に基づいて取調べを行なうため又は鑑定意見を述べるために任命される者は、適当な場合には、裁判所の財源から手当を支給される。

第69条 1 裁判所は、口頭手続の終結の前にいつでも、職権により又はこの規則の第57条に規定する通知を受けた一方の当事者の要請により、規程第34条に従って公的国際機関に対して、裁判所に係属する事件に関係のある情報を提供するように要請することができる。裁判所は、当該機関の行政職員の長と協議の後に、この情報が口頭で提出されるべきか又は書面で提出されるべきか、及びこの提出期限を決定する。

2 公的国際機関は、裁判所に係属する事件に係する情報を自発的に提供することが適当であると認める場合には、書面手続の終結前に書記局に提出されるべき申述書の形式で行なうものとする。裁判所は、裁判所が適当と認めて行なう質問に対する回答の形で、この情報を口頭又は書面で補足することを要求する権利を有し、また当事者にこのように提供された情報に関して、口頭又は書面で意見を述べることを許可する権利を有する。

3 裁判所書記は、規程第34条第3項の定める場合には、裁判所又は裁判所が開廷中でないときは裁判所長の指示に基づいて、同項に規定する手続をとる。裁判所又は裁判所が開廷中でないときは、裁判所長は、裁判所書記が書面手続の謄本を送付した日から、かつ、当該公的国際機関の行政職員の長と協議の後に、この機関がその意見を書面で裁判所に提出できる期限を定めることができる。この意見は、当事者に送付されるものとし、当事者及び当該機関の代表は、口頭手続中に討議することができる。

4 前諸項の「公的国際機関」という用語は、国家からなる国際機関を意味する。

第70条 1 裁判所による反対の決定がない限り、弁論において裁判所の公用語の1つで行なわれたすべての発言、陳述及び証言は、他の公用語に通訳される。発言、陳述及び証言がその他のいずれかの言語で行なわれた場合には、裁判所の2つの公用語に通訳される。

2 規程第39条第3項に従って、フランス語又は英語以外の言語が使用される場合には、2つの公用語の1つに通訳するために必要な措置は、当該当事国がとるものとする。但し、裁判所書記は、当事者のために行なわれた証言について当事者が提供した通訳を検証するために必要な措置をとる。裁判所の依頼によって出頭する証人及び鑑定人の場合には、通訳のための措置は、書記局がとる。

3 当事者は、自己のために裁判所の公用語以外の言語で発言、陳述又は証言が行なわれる場合には、その旨を裁判所書記に対して、裁判所書記が必要な措置をとるのに十分な時間的余裕を置いて、通知しなければならない。

4 当事者が提供する通訳は、事件において最初に通訳する前に、公開の法廷で次の宣言を行な

わなければならない。

「私は、私の通訳が忠実、かつ完全なものであることを私の名誉と良心にかけて厳粛に宣言します。」

第71条 1 裁判所書記は、各弁論の逐語的記録を使用された裁判所の公用語で作成する。使用された言語が裁判所の2つの公用語の1つでない場合には、逐語的記録は、裁判所の公用語の1つで作成される。

2 発言又は陳述が裁判所の公用語の1つで行なわれない場合には、自己のために発言又は陳述が行なわれる当事者は、公用語の1つによるその本文をあらかじめ書記局に提供するものとし、この本文は、逐語的記録の関連部分を構成する。

3 逐語的記録の転写には、冒頭に出席した裁判官の氏名、並びに当事者の代理人、補佐人及び弁護人の氏名を記載する。

4 この転写の謄本は、事件に出席した裁判官及び当事者に配布される。当事者は、裁判所の監督のもとに、自己のために行なわれた発言及び陳述の転写を訂正することができる。但し、いかなる場合にも、この訂正は、発言及び陳述の意味及び結果に影響を及ぼしてはならない。裁判官も同様にその発言の転写を訂正することができる。

5 証人及び鑑定人は、行なった証言又は陳述に関する転写の部分を閲覧し、かつ、当事者と同様の方法で転写を訂正することができる。

6 裁判所長及び裁判所書記が署名した最終的な訂正済みの転写の認証謄本の一通を、規程第47条の適用上、法廷の公正な調書とする。公開弁論の調書は、裁判所が印刷し、かつ公表する。

第72条 この規則の第61条に基づいて行なわれた質問に対する一方の当事者の書面による答弁若しくは第62条に基づいて一方の当事者が提出した証拠又は行なった説明で、口頭手続の終結後に裁判所が受領したものは、他方の当事者に送付される。他方の当事者は、それについて意見を述べる機会を与えられるものとする。必要があるときは、そのための口頭手続を再開することができる。

第4節 付随手続

第1款 仮保全

第73条 1 仮保全措置の指示のための書面による要請は、当事者がその要請の関係する事件のその手続中いつでも行なうことができる。

2 この要請には、その理由、要請が認められない場合に生じうる結果及び要請する措置を明示しなければならない。裁判所は、ただちに認証謄本を他方の当事者に送付する。

第74条 1 仮保全措置の指示の要請は、他のすべての事件に優先する。

2 裁判所は、この要請が行なわれたときに開廷中でない場合には、緊急事項としてこの要請に関する決定を行なうためにただちに招集される。

3 裁判所又は裁判所が開廷中でないときは裁判所長は、当事者に申立てをする機会を与える弁

論のための期日を定める。裁判所は、口頭手続の終結前に裁判所に提出される意見を受理し、かつ考慮にいれなければならない。

- 4 裁判所が会議を行なうまでの間、裁判所長は、当事者に対して、仮保全措置の要請に関して裁判所が行なう命令に適切な効果をもたせることができるよう行動するよう要請することができる。

第75条 1 裁判所は、いつでも、事件の状況がいずれかの又はすべての当事者の従うべき仮保全措置の指示を必要としているか否かを、職権により検討することを決定することができる。

- 2 裁判所は、仮保全措置の要請が行なわれた場合には、要請された措置とは全体的又は部分的に異なる措置、又は要請した当事者自身が従うべき措置を指示することができる。
- 3 仮保全措置の指示の要請の却下は、その要請を行なった当事者が同一の事件において、新たな事実に基づく新たな要請を行なうことを妨げるものではない。

第76条 1 裁判所は、裁判所が若干の事情の変更によって仮保全措置に関する決定を撤回し、又は修正することが正当であると認める場合には、一方の当事者の要請により、終局的判決の前にいつでも、仮保全措置に関する決定を撤回し、又は修正することができる。

- 2 この撤回又は修正を申し出る当事者のすべての請求書には、関係があると認められる事情の変更を明示しなければならない。
- 3 裁判所は、本条第1項に基づきいずれかの決定を行なう前に、当事者に対して、この問題に関する意見を提出する機会を与えなければならない。

第77条 この規則の第73条及び第74条に基づいて裁判所が指示するすべての措置、並びにこの規則の第76条第1項に基づいて裁判所が行なうすべての決定は、規程第41条第2項に従って安全保障理事会に送付されるために、ただちに事務総長に通知されなければならない。

第78条 裁判所は、指示したすべての仮保全措置の履行に関係するいずれかの問題に関して、当事者からの情報の提供を要請することができる。

第2款 先決的抗弁

第79条 1 裁判所の管轄権又は請求の認容性に対する被告のすべての抗弁、又は本案に関する手続に進む前に決定するよう要請されるその他の抗弁は、答弁書の提出のために定められた期限内に書面で提出しなければならない。被告以外の当事者が提出するすべての抗弁は、その当事者の最初の訴答書面の提出について定められた期限内に提出しなければならない。

- 2 先決的抗弁には、抗弁の根拠とされる事実及び法、申立て並びに援用のための書類の目録を掲げ、当事者が提出を希望するすべての証拠を挙げる。援用書類の謄本を添付する。
- 3 書記局が先決的抗弁を受理すると同時に、本案に関する手続は、停止され、裁判所又は裁判所が開廷中でないときは、裁判所長は、他方の当事者がその意見及び申立てについて書面による陳述を提出する期限を定める。この書面には、援用のための書類を添付し、かつ、提出しようとする証拠を掲げる。

- 4 裁判所が別段の決定をしない限り、その後の手続は、口頭で行なう。
- 5 本条第2項及び第3項にいう訴答書面における事実と法の陳述、並びに第4項の予定する弁論において提出される陳述及び証拠は、抗弁に関連する事項に限られる。
- 6 裁判所は、裁判所が手続の予備的段階でその管轄権を決定できるようにするため、必要なときはいつでも、当事者に対してすべての法及び事実に関するすべての問題を論議し、かつ、争点に関係のあるすべての証拠を提出するよう要請することができる。
- 7 裁判所は、当事者の意見を聴取した後、判決の形式で決定を下し、それによって抗弁を認容し、却下し、又はその事件の状況を考慮して、もっぱら先決的な性質を有するものでないことを宣言する。裁判所は、抗弁を却下し、又は抗弁がもっぱら先決的な性質を有するものでないと宣言する場合には、その後の手続の期限を定める。
- 8 裁判所は、本条第1項に基づいて提出される抗弁が本案の枠内で意見聴取され、かつ、決定されるべき旨の当事者間の合意を有効なものとする。

第3款 反 訴

第80条 1 反訴は、提出することができる。但し、他方の当事者の請求の主題に直接に関係し、かつ、裁判所の管轄に属することを条件とする。

- 2 反訴は、提出する当事者が答弁書で行なうことができ、かつ、当該当事者の申し立ての一部として記載される。
- 3 裁判所は、反訴として提出された問題と他方の当事者の請求の主題との間の関係について疑義が生じる場合には、当事者の意見を聴取した後に、このように提出された問題を原手続に併合するか否かを決定する。

第4款 参 加

第81条 1 規程第38条の条項に基づく参加の許可を求める要請は、この規則の第38条第2項に規定する方法で署名され、できる限りすみやかに、かつ、書面手続の終結前に提出されなければならない。但し、特別な事情のある場合には、その後の段階で提出された要請も認められる。

- 2 要請には、代理人の氏名を記載する。この要請には、要請と関係をもつ事件を明示し、かつ、次の事項を掲げる。
 - (a) 参加を要請する国が当該事件の判決によって影響を受けると認める法律的情質の利害関係
 - (b) 参加の正確な目的
 - (c) 参加を要請する国と事件の当事者の間に存在すると主張される管轄権のすべての基礎

3 この要請には、添付する援用のための書類の目録を掲げる。

第82条 1 規程第62条により与えられた参加の権利を援用しようとする国は、この規則の第38条第3項に規定する方法で署名したその旨の宣言書を書記局に提出する。この宣言書は、できる限りすみやかに、かつ、口頭手続の開始のために定められた期日の前に提出されなければならない。但し、例外的な事情のある場合には、その後の段階で提出された宣言書を認めることが

できる。

2 この宣言書には、代理人の氏名を記載する。この宣言書には、宣言と関係をもつ事件及び条約を明示し、かつ、次の事項を掲げる。

- (a) 宣言を行なう国が自ら当該条約の当事国であると認める詳細な根拠
- (b) その解釈が問題であると認める条約の特定の規定の明示
- (c) 問題とする規定の解釈についての陳述
- (d) 添付する援用のための書類の目録

3 この宣言書は、自らをその解釈が問題となっている条約の当事者であると認める国で、規程第63条にいう通告を受けていない国が提出することができる。

第83条 1 規程第62条に基づく参加の許可を求める要請の認証謄本、又は規程第63条に基づく参加の宣言書の認証謄本は、ただちに事件の当事者に送付される。当事者は、裁判所又は裁判所が開廷中でないときは裁判所が定める期限内にその意見を書面で提出するよう要請される。

2 裁判所書記は、またこれらの謄本を(a)国際連合事務総長、(b)国際連合の加盟国、(c)裁判所で裁判を受けることができるその他の国、(d)規程第63条に基づいて通告を受けた他のすべての国に送付する。

第84条 1 裁判所は、裁判所が事件の状況を考慮にいれて別段の決定をしない限り、規程第62条に基づく参加の許可を求める要請を認めるべきか否か、及び規程第63条に基づく参加を認めるか否かを、優先事項として決定する。

2 この規則の第83条に基づいて定められた期限内に参加の許可を求める要請又は参加の宣言の認容性に対する異議が提出された場合には、裁判所は、決定を行なう前に参加を求める国及び当事者の意見を聴取する。

第85条 1 規程第62条に基づく参加を求める要請が認められる場合には、参加する国は、訴答書面の謄本及び付属書類を提供され、かつ、裁判所が定める期限内に書面の陳述を提出することができる。事後の期限は、当事者が希望する場合には、当事者が口頭手続の前にその陳述について書面で意見を提出することができるように定められる。裁判所が開廷中でないときはこれらの期限は、裁判所長が定める。

2 前項に従って定められる期限は、できる限り事件につき訴答書面の提出のためにすでに定められている期限と一致させるものとする。

3 参加する国は、口頭手続中に、参加の主題に関して、意見を提出することができる。

第86条 1 規程第63条に基づく参加が認められる場合には、参加する国は、訴答書面及び付属書類の謄本を提供され、裁判所又は裁判所が開廷中でないときは裁判所長が定める期限内に、参加の主題に関して、書面で意見を提出することができる。

2 この意見は、当事者及び参加を認められている他のすべての国に通知される。参加する国は、口頭手続中に、参加の主題に関して意見を提出することができる。

第5款 裁判所への特別付託

第87条 1 他のいずれかの国際機関において手続の主題となっている問題に関して、係争事件が、現行条約又は協約に従って本裁判所に付記された場合には、係争事件を規律する規程及びこの規則の規定を適用する。

- 2 訴訟を提起する請求書には、当該国際機関の決定又はその他の行為を明記し、かつその謄本を添付する。この請求書には、この決定又は行為に関して提起された問題で、かつ、裁判所に付託された紛争の主題をなす問題の正確な陳述を掲げなければならない。

第6款 訴の取下げ

第88条 1 裁判所は、本案に関する終局的判決の言い渡しの前に、当事者が訴を取下げることに関意している旨、書面で共同又は単独で、裁判所に通告したときは、この訴の取下げを記録し、事件を総件名簿から削除するよう命令を出す。

- 2 裁判所は、当事者が紛争を解決したことの結果として、訴の取下げに関意し、かつ希望する場合には、総件名簿から事件を削除する命令において、この事実を記録し、若しくはこの命令又は付属書類に解決条件を示す。

- 3 裁判所が開廷中でないときは、本条に基づくすべての命令は、裁判所長が出すことができる。

第89条 1 裁判所は、請求によって提起された手続中に、原告が手続を続行しない旨を裁判所に書面で通告し、かつ、書記局がこの通知を受領した日に被告がその手続においてまだいかなる措置もとっていない場合には、訴の取下げを公式に記録し、かつ、当該事件を総件名簿から削除することを指示する命令を出す。裁判所書記は、この命令の謄本を被告に送付する。

- 2 裁判所は、訴の取下げの通告を受領したときに、被告がその手続においてすでになんらかの措置をとっている場合には、被告が訴の取下げに異議があるか否かを陳述すべき期限を定める。この期限の満了の前に訴の取下げについて異議の申立てが行なわれないときは、黙認されたものとみなし、裁判所は、訴の取下げを公式に記録し、かつ、事件を総件名簿から削除することを指示する命令を出す。異議の申立てが行なわれたときは、手続を続行する。

- 3 裁判所が開廷中でないときは、本条に基づく裁判所の権限は、裁判所長が行使することができる。

第5節 部の手続

第90条 規程第26条及び第29条に掲げる部の手続は、規程及びこの規則のとくに部に関する規定に従うことを条件として、裁判所の係争事件に適用可能なこの規則の第1部から第3部までの規定によって規律される。

第91条 1 規程第26条第1項又は第29条に従って設けられた部の1つによって事件を処理することが希望される場合には、この趣旨の要請は、手続を開始する書類で行なわれるか、又はその書類に添付されなければならない。当事者が合意している場合には、この要請に従って行なわれる。

2 裁判所長は、書記局が要請を受領すると同時に、当該部の裁判官に通知する。裁判所長は、規程第31条第4項の規定を実施するために必要な措置をとる。

3 裁判所長は、手続上の要件と合致するもっとも早い日に当該部を招集する。

第92条 1 部に係属する事件の書面手続は、当事者の双方の各一通の訴答書面からなる。請求によって開始される手続においては、訴答書面は、連続する期限内に提出されなければならない。特別の合意の通告によって開始される手続においては、訴答書面は、当事者が訴答書面の連続的な提出について合意していない限り、同一の期限内に提出されなければならない。本項にいう期限は、部がすでに構成されているときは、当該部と協議して、裁判所又は裁判所が開廷中でないときは、裁判所長が定める。

2 部は、当事者が合意している場合又は、部が職権又は一方の当事者の要請によってそのような訴答書面が必要であると決定する場合には、それ以上の訴答書面の提出を許可し、又は指示することができる。

3 口頭手続は、当事者が口頭手続を省略することに合意し、かつ、部が同意しない限り、行なわれる。口頭手続が行なわれない場合にも、部は、当事者に対して、口頭で情報を提供し、又は説明を与えるよう要請することができる。

第93条 部の判決は、当該部の公開の法廷で朗読する。

第6節 判決、解釈及び再審

第1款 判 決

第94条 1 当事者は、裁判所がその評議を完了し、かつ、判決を採択した場合には、判決が朗読される期日を通知される。

2 判決は、裁判所の公開の法廷で朗読され、かつ、朗読された日から当事者に対して拘束力を有するものとなる。

第95条 1 判決には、裁判所又は部のいずれによって行なわれたかを示して、次の事項を掲げる。

判決を朗読した日付

判決に参加した裁判官の氏名

当事者の国名

当事者の代理人、補佐人及び弁護人の氏名

手続の概要

当事者の申立て

事実の陳述

法律上の理由

判決主文

費用に関する決定が行なわれた場合には、その決定

多数を構成する裁判官の数及び氏名

正文である判決文に関する陳述

- 2 いずれの裁判官も、その希望により、多数意見に反対であるか否かにかかわらず、自己の個別の意見を判決に付記することができる。理由を述べないで同意又は反対を記録にとどめることを希望する裁判官は、宣言の形式でそのようにすることができる。同様のことを裁判所の命令に適用する。
- 3 正式に署名捺印された判決の謄本の一通は、裁判所の記録保管室に保管し、別の一通は、各当事者に送付する。裁判所書記は、判決の謄本を(a)国際連合事務総長、(b)国際連合の加盟国、(c)裁判所で裁判を受けることができるその他の国に送付する。

第96条 当事者の合意によって口頭手続が裁判所の2つの公用語のうちのいずれかによって行なわれ、かつ、規程第39条第1項に従って判決がその公用語で言い渡された場合には、その公用語の判決文を正文とする。

第97条 裁判所は、規程第64条に基づいて当事者の費用の全部又は一部を他方の当事者が支払うことを決定した場合には、その決定を実施するための命令を出すことができる。

第2款 判決の解釈又は再審の要請

第98条 1 判決の意味又は範囲に関して紛争が生じた場合には、いずれの当事者も、原手続が請求によって開始されたか、特別の合意の通告によって開始されたかを問わず、判決の解釈を求める要請を行なうことができる。

- 2 判決の解釈を求める要請は、請求又は当事者間のその趣旨の特別の合意の通告によって行なうことができる。この請求又は特別の合意の通告には、判決の意味又は範囲に関する正確な争点を示さなければならない。

- 3 解釈を求める要請が請求によって行なわれた場合には、その要請には、要請を行なう当事者の主張を述べなければならない。他方の当事者は、裁判所又は裁判所が開廷中でないときは裁判所長が定める期限内に、それについて書面で意見を提出することができる。

- 4 裁判所は、要請が請求によって行なわれるか特別の合意の通告によって行なわれるかを問わず、必要な場合には、当事者に対してさらに書面又は口頭で説明を行なう機会を与えることができる。

第99条 1 判決の再審を求める要請は、規程第61条に明示する条件を満たしていることを示すために必要な事項を掲げた請求書によって行なう。請求を援用するためのすべての書類は、請求書に添付する。

- 2 他方の当事者は、裁判所又は裁判所が開廷中でないときは裁判所長が定める期限内に、請求の認容性に関して書面で意見を提出することができる。この意見は、請求を行なっている当事者に通知される。

- 3 裁判所は、請求の認容性について判決を行なう前に、請求者に対して、この認容性について

5 裁判所は、判決にあらかじめ従うことを条件として、再審の手続を許すことを決定した場合
には、そのように命令を出す。

第100条 1 裁判所が再審又は解釈されるべき判決を言い渡していた場合には、その再審又は解
釈を求める要請は、裁判所が処理する。判決が部の言い渡したものである場合には、再審又は
解釈を求める要請は、この部が処理する。

2 判決の解釈又は再審を求める要請に対する裁判所又は部の決定は、判決の形式で行なわれる。

第7節 当事者の申し出た修正

第101条 事件の当事者は、（第93条から第97条までを除く）この部に掲げる規則に対する特別の
修正又は追加を共同で申し出ることができる。修正又は追加された規則は、裁判所又は部が事
件の状況から適当と認める場合には、適用することができる。

第4部 勧告手続

第102条 1 裁判所は、規程第65条に基づく勧告的意見の職務を遂行するにあたっては、憲章第
96条及び規程第4章の規定に加えて、規則のこの部の規定を適用する。

2 裁判所は、適用できると認める範囲内で、係争事件に適用される規程及びこの規則の規定に
も準拠する。裁判所は、このため、まず勧告的意見の要請が2以上の国の間で現に係争中の法
律問題に関係するものか否かを検討する。

3 2以上の国の間で現に係争中の法律問題に関して、勧告的意見が要請される場合には、規程
第31条を、同条の適用に関するこの規則の規定とともに適用する。

第103条 国際連合憲章により又は同憲章に従って勧告的意見を要請する権限のある機関が、裁
判所に対して、その要請が緊急の回答を必要とするものであることを通告し、又は裁判所がす
みやかな回答が望ましいと判断する場合には、裁判所は、手続を促進するために必要なすべて
の措置をとる。また裁判所は、この要請について弁論及び評議を開始するため、できる限りす
みやかに招集される。

第104条 すべての勧告的意見の要請は、国際連合事務総長又は、場合によっては、要請を行な
う権限のある行政職員の長によって裁判所に提出される。規程第65条第2項にいう書類は、要
請と同時に又はその後できる限りすみやかに、書記局が要求する数の謄本を添えて裁判所に送
付されなければならない。

第105条 1 裁判所に提出された陳述書は、裁判所書記がその陳述書を提出したすべての国及び
機関に送付される。

2 裁判所又は裁判所が開廷中でないときは裁判所長は、次のことを行なう。

(a) 規程第66条第4項に基づいて許される意見が受理される形式及び範囲を決定し、かつ、そ
の意見を書面で提出するための期限を定める。

(b) 規程第66条の規定に基づいて陳述書及び意見を裁判所に提出できるような口頭手続を行な

さらに意見を提出する機会を与えることができる。

- 4 裁判所は、請求を認めることができると判断する場合には、当事者の意見を確認した後に、請求の本案に関して必要と認めるその後の手続のための期限を定める

うか否かを決定し、かつ、その口頭手続を開始する期日を定める。

第106条 裁判所又は裁判所が開廷中でないときは裁判所長は、陳述書及び付属書類を、口頭手続の開始のとき又は開始後に、公表することを決定することができる。勧告的意見の要請が、2以上の国の間で現に係争中の法律問題に関係するものである場合には、まずこれらの国の意見が確認されなければならない。

第107条 1 裁判所が評議を完了し、かつ、勧告的意見を採択した場合には、この意見は、裁判所の公開の法廷で朗読される。

- 2 勧告的意見には、次の事項を掲げる。

勧告的意見を言い渡した日付

参与した裁判官の氏名

手続の概要

事実の陳述

法律上の理由

裁判所に提出された問題に対する回答

多数を構成する裁判官の数及び氏名

正文である意見に関する陳述

- 3 いずれの裁判官も、その希望により多数意見に反対であるか否かにかかわらず、自己の個別の意見を勧告的意見に付記することができる。理由を述べないで同意又は反対を記録にとどめることを希望する裁判官は、宣言書の形式でそのようにすることができる。

第108条 裁判所書記は、国際連合事務総長及び、適当な場合には、勧告的意見を要請した機関の行政職員の長に対して、意見の朗読のために開催すべき公開の法廷のために定められた日時を通知する。裁判所書記は、また国際連合加盟国の代表及び直接関係のあるその他の国際専門機関並びに公的国際機関に対して通知する。

第109条 正式に署名捺印された勧告的意見の謄本の一通は、裁判所の記録保管室に保管し、別の一通は、国際連合の事務総長に送付し、かつ、適当な場合には、三通目は、裁判所の意見を要請した機関の行政職員の長に送付する。裁判所書記は、謄本を国際連合加盟国及び直接関係のあるその他の国、専門機関並びに公的国際機関に送付する。

裁 判 所 長

イ・ヒメネス・デ・アレチャガ（署名）

裁判所書記

エス・アクアロン（署名）

（注） 現在有効な決議は、1976年4月12日に採択されたものである。

付記 訳者は、1978年の改正規則が公表された後、1979年に仮訳を試み、下訳を一応済ましていたが、その後、所用に紛れてそのままにしておいた。1981年4月に関野昭一教授が「国際法外交雑誌」第80巻第1号に大変優れた仮訳を発表された。そのため、あえて拙訳を発表するまでもないかと考えたが、一応の後始末をつける意味でも印刷に付すことにした。浄書に際しては、関野教授の訳を参考にさせていただいた。なお、下訳にあたっては、皆川洸教授の1972年規則の訳「国際法判例集」有信堂（1975年）646-665頁を参考にさせていただいた。合わせ記して、両教授に心からの謝意を表したい。